

公表資料

令和2年3月27日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告（令和元年10月1日～同年12月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和元年10月1日から同年12月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

〔概要〕

本件報告に係る届出の件数は46件

再就職先区分別では、国又は地方公共団体の機関が2件、公益社団法人又は公益財団法人が1件、一般社団法人又は一般財団法人が4件、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人が4件、その他の非営利法人が7件、営利法人が28件

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和元年10月1日～同年12月31日分)

[届出等区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	17	-	29	46

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	2	-	-	-	-	1	4	4	7	28	-	-	46

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和元年10月1日～同年12月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束手前の求職開始日(注1)	再就職の約束をした日	約束手前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日(注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	稲川 解	55	陸上自衛隊関東補給処松戸支処長	R1.10.11	R1.11.21	陸上自衛隊関東補給処松戸支処長	R1.10.11	R1.12.1	支処業務全般の指揮・監督業務	R1.12.1	R1.12.2	朝日生命保険相互会社	生命保険業	名古屋統括支社営業職(嘱託)	無	有
2	高橋 武也	55	陸上自衛隊第14旅団副旅団長兼陸上自衛隊普通寺駐屯地司令	R1.11.11	R1.11.15	陸上自衛隊第14旅団副旅団長兼陸上自衛隊普通寺駐屯地司令	R1.11.11	R1.12.1	旅団長の補佐及び駐屯地の警備等に関する業務	R1.12.1	R1.12.2	富国生命保険相互会社	個人・企業向けの保険商品の販売等	業務部参与	無	有
3	福島 博	55	海上自衛隊下総教育航空群司令	H31.4.22	R1.10.10	海上自衛隊下総教育航空群司令	H31.4.22	R1.12.1	群務統括	R1.12.1	R1.12.2	京濱港運株式会社	港湾運送業	部長	無	有
4	石橋 卓弘	55	海上自衛隊指揮通信開発隊司令	R1.11.19	R1.11.25	海上自衛隊指揮通信開発隊司令	R1.11.19	R1.12.2	隊務統括	R1.12.2	R1.12.3	学校法人都築第一学園	学校教育	学校事務職員	無	有
5	淵崎 直樹	56	海上自衛隊横須賀地方總監部付(海上自衛隊呉教育隊司令)	R1.9.4	R1.10.10	①海上自衛隊呉教育隊司令 ②海上自衛隊横須賀地方總監部付	①R1.9.4 ②R1.10.21	①R1.10.20 ②R1.12.11	①隊務統括 ②特に命ぜられた事項	R1.12.11	R1.12.12	有人宇宙システム株式会社	宇宙航空開発事業支援業務	主幹	無	有
6	中村 佳伸	56	陸上自衛隊教育訓練研究本部付(陸上自衛隊武器学校副校長兼陸上自衛隊武器学校企画室長兼陸上自衛隊武器学校研究部長)	R1.5.17	R1.7.22	①陸上自衛隊武器学校副校長兼陸上自衛隊武器学校企画室長兼陸上自衛隊武器学校研究部長 ②陸上自衛隊教育訓練研究本部付	①R1.5.17 ②R1.12.1	①R1.11.30 ②R1.12.17	①校務全般にわたる、学校長兼駐屯地司令の補佐 ②特に命ぜられた事項	R1.12.17	R1.12.18	一般社団法人日本防衛装備工業会	防衛装備品関係の受託事情の実施等	技術部長	無	有
7	大石 辰男	55	航空自衛隊幹部学校業務部長	H31.3.28	R1.7.31	航空自衛隊幹部学校業務部長	H31.3.28	R1.12.20	目黒基地における基地業務(輸送、施設、補給、通信、厚生、衛生等)に関する監督指導の実施	R1.12.20	R2.1.2	株式会社バンテック	自動車部品物流業等	SQC推進部担当部長	無	有
8	太田 久雄	55	航空自衛隊航空教育集团司令部総務部長	R1.6.17	R1.9.2	航空自衛隊航空教育集团司令部総務部長	R1.6.17	R1.12.20	教育集团隷下部隊、隊員に対する司令官意図の徹底及び総務、人事、厚生、会計等に依わる業務	R1.12.20	R2.1.1	富士ソフト株式会社	情報サービス業	課長	無	有
9	壁村 正照	55	陸上自衛隊第15旅団副旅団長兼陸上自衛隊那覇駐屯地司令	R1.7.9	R1.9.25	陸上自衛隊第15旅団副旅団長兼陸上自衛隊那覇駐屯地司令	R1.7.9	R1.12.20	旅団長の補佐及び駐屯地の警備等に関する業務	R1.12.20	R2.1.1	株式会社エヌ・エス・アール	システムコンサルタント等	アドバイザー	無	有
10	牟田 直	59	自衛隊別府病院長兼陸上自衛隊南別府駐屯地司令	R1.12.6	R1.12.13	自衛隊別府病院長兼陸上自衛隊南別府駐屯地司令	R1.12.6	R1.12.20	病院の指揮・監督等及び駐屯地の警備等に関する業務	R1.12.20	R1.12.21	社会医療法人青洲会	医療・介護事業	福岡青洲会病院特別顧問	無	無
11	岡本 琢巳	56	航空自衛隊第2術科学校副校長	H31.2.19	R1.6.26	航空自衛隊第2術科学校副校長	H31.2.19	R2.1.10	校務運営に関する学校長の補佐	R2.1.10	R2.1.11	大京食品株式会社	業務用食品卸販売業	物流事業部副部長	無	有
12	野澤 隆一	56	航空自衛隊中部航空方面隊司令部幕僚長	R1.9.12	R1.12.5	航空自衛隊中部航空方面隊司令部幕僚長	R1.9.12	R2.1.13	中部航空方面隊司令部における各種事務の整理、統括に関する業務	R2.1.13	R2.1.14	菊水電子工業株式会社	産業用電源装置、各種電子計測器、ソフトウェアの設計、製造、販売及び輸出入	特別調査役(契約社員)	無	有

13	佐藤 正哉	56	航空自衛隊航空教育隊副司令	R1.10.10	R1.11.28	航空自衛隊航空教育隊副司令	R1.10.10	R2.1.24	新採用航空自衛官に対する基礎的・一般的知識・技能を取得させるための教育訓練の実施に係る隊務運営上の隊司令の補佐	R2.1.24	R2.1.25	株式会社JR東日本環境アクセス	清掃及びビルメンテナンス事業に係る管理・監督等	副所長	無	有
14	森末 浩史	56	航空自衛隊航空開発実験集団司令部監理監察官	R1.10.25	R1.12.11	航空自衛隊航空開発実験集団司令部監理監察官	R1.10.25	R2.2.2	部隊の監察、安全、事故調査、統計、隊務運営の改善等	R2.2.2	R2.2.3	富士通株式会社	通信システム等の製造、販売及びこれらに関するサービスの提供	事務職員（嘱託）	無	有
15	上原 幹大	56	陸上自衛隊補給統制本部付（陸上自衛隊補給統制本部弾薬部長）	R1.5.17	R1.8.6	①陸上自衛隊補給統制本部弾薬部長 ②陸上自衛隊補給統制本部付	①R1.5.17 ②R1.12.1	①R1.11.30 ②R2.2.13	①弾薬類の補給・整備等の管理業務 ②特に命ぜられた事項	R2.2.13	R2.2.14	細谷火工株式会社	火工品の研究・開発・製造販売、火薬類の燃焼処分等	部長級	無	有
16	橋爪 猛	56	航空自衛隊補給本部監理監察官	R1.10.31	R1.12.9	航空自衛隊補給本部監理監察官	R1.10.31	R2.2.26	監察、安全、事故調査、統計、事務の運営の改善等	R2.2.26	R2.3.21	株式会社理経	システムソリューション、ネットワークソリューション等	顧問（常勤嘱託）	無	有
17	橋澤 勇樹	56	海上自衛隊岩国航空基地隊司令	R1.9.10	R1.10.1	海上自衛隊岩国航空基地隊司令	R1.9.10	R2.3.7	隊務統括	R2.3.7	R2.4.1	学校法人幾徳学園	学校教育	監査室長相当職（嘱託）	無	有

（注1）約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

- ①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
- ②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
- ③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。）の施行日（平成30年1月1日）前に約束前の求職開始日があった場合を含む。）には、「約束前の求職開始日」欄に「－」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

（注2）「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

（注3）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

（注4）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注5）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	小林 博史	56	陸上自衛隊関東補給処副処長	-	-	-	-	H28. 3. 23	H29. 10. 1	株式会社神戸製鋼所	鉄鋼関連事業等	エンジニアリング事業部門CWDセンター中国プロジェクト推進室室長補佐(嘱託)	無	無	
2	佐久間 俊	60	防衛装備庁長官官房艦船設計官付首席主任設計官	-	-	-	-	H30. 3. 31	R1. 10. 1	学友館予備校	受験指導	学友館個別塾講師	無	無	
3	山本 登	56	陸上自衛隊第4師団司令部付(情報本部)	-	-	-	-	H30. 6. 27	R1. 10. 1	糸島市役所	地方公務	防災業務の指導(非常勤嘱託)	無	無	
4	立石 健一	55	陸上自衛隊北熊本駐屯地業務隊長	H31. 1. 11	陸上自衛隊北熊本駐屯地業務隊長	H31. 1. 11	H31. 3. 23	H31. 3. 23	R1. 10. 1	第一生命保険株式会社	生命保険業及び付随業務等	生命保険営業(嘱託)	無	有	
5	須田 浩	56	航空自衛隊第2航空団副司令	-	-	-	-	H31. 3. 27	R1. 10. 1	北海道エアポート株式会社	空港運営事業	空港運用管理担当	無	無	
6	池田 剛	60	南関東防衛局総務部長	-	-	-	-	H31. 3. 31	R1. 11. 1	駐留軍要員健康保険組合	駐留軍等労働者の健康保険業務	事務センター次長	無	無	
7	澤佐 博行	60	防衛装備庁電子装備研究所長	-	-	-	-	H31. 3. 31	R1. 10. 1	日本電気株式会社	電気通信機械器具及びコンピュータその他の電子応用機械器具等の製造・販売等	顧問	無	無	
8	細野 英揮	55	統合幕僚学校教育課長	-	-	-	-	H31. 3. 31	R1. 11. 1	静岡エアコンピュータ株式会社	航空機整備業務受託等	社長付BJ運航担当	無	無	
9	吉武 宣之	60	防衛装備庁艦艇装備研究所長	-	-	-	-	H31. 3. 31	R1. 10. 1	公益財団法人笹川平和財団	海洋政策等に係るシンクタンク活動	特別研究員	無	無	
10	河野 克俊	64	統合幕僚長	-	-	-	-	H31. 4. 1	R1. 10. 1	株式会社protoger	ファイナンシャルプランニング等	特別顧問	無	無	
11	森迫 隆文	56	陸上自衛隊通信学校付(陸上自衛隊第5旅団第4普通科連隊長)	R1. 5. 17	陸上自衛隊通信学校付	R1. 5. 17	R1. 6. 9	R1. 6. 9	R1. 10. 5	鎌倉市役所	地方公務	課長(任期付職員)	無	有	
12	平井 啓友	61	大臣官房施設監	-	-	-	-	R1. 7. 9	R1. 11. 1	株式会社竹中土木	土木建設業	顧問	無	無	
13	前久保 一彦	56	海上自衛隊横須賀地方総監部付(海上自衛隊補給艦ましゅう艦長)	H31. 3. 12	①海上自衛隊補給艦ましゅう艦長 ②海上自衛隊横須賀地方総監部付	①H31. 3. 12 ②R1. 5. 10	①R1. 5. 9 ②R1. 7. 15	R1. 7. 15	R1. 12. 1	日本電気株式会社	民生用電気機械器具製造業	シニアエキスパート	無	有	
14	伊藤 正裕	59	防衛医科大学校事務局総務部総務課長	-	-	-	-	R1. 7. 30	R1. 12. 1	一般社団法人日本防衛装備工業会	防衛装備品等の研究開発の促進等	参与	無	無	
15	中村 伸一郎	59	防衛装備庁長官官房会計官	-	-	-	-	R1. 7. 30	R1. 12. 1	富国生命相互保険会社	生命保険業	顧問(嘱託)	無	無	

16	深山 延暁	61	防衛装備庁長官	-	-	-	-	-	R1. 7. 30	R1. 10. 8	一般社団法人日本戦略研究フォーラム	国家戦略研究	顧問	無	無	
17	深山 延暁	61	防衛装備庁長官	-	-	-	-	-	R1. 7. 30	R1. 10. 23	特定非営利活動法人宇宙利用を推進する会	安全保障に係る宇宙利用の促進	理事	無	無	
18	下平 拓哉	55	防衛研究所理論研究部主任研究官	-	-	-	-	-	R1. 8. 1	R1. 9. 20	学校法人国士館	学校教育	講師（非常勤）	無	無	
19	下平 拓哉	55	防衛研究所理論研究部主任研究官	-	-	-	-	-	R1. 8. 1	R1. 9. 23	学校法人江戸川学園	学校教育	講師（非常勤）	無	無	
20	坂本 知司	56	陸上幕僚監部法務官	-	-	-	-	-	R1. 8. 23	R1. 12. 2	住友生命保険相互会社	生命保険業等	首都圏本部顧問	無	無	
21	田浦 正人	57	陸上自衛隊北部方面総監	-	-	-	-	-	R1. 8. 23	R1. 12. 16	株式会社神戸製鋼所	鉄鋼、建設機械等の製造・販売及びエンジニアリング事業等	顧問	無	無	
22	長島 純	58	航空自衛隊幹部学校長	-	-	-	-	-	R1. 8. 23	R1. 12. 1	住友商事株式会社	総合商社（物資の輸出入、販売他）	顧問	無	無	
23	馬場 邦夫	56	陸上自衛隊輸送学校長	-	-	-	-	-	R1. 8. 23	R1. 12. 1	栗林運輸株式会社	一般港湾運送事業等	顧問	無	無	
24	武藤 茂樹	57	航空自衛隊航空総隊司令官	-	-	-	-	-	R1. 8. 23	R1. 12. 1	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険事業	顧問	無	無	
25	松前 義信	56	陸上自衛隊小平学校付（情報本部）	-	-	-	-	-	R1. 9. 14	R1. 11. 19	株式会社やまねメディカル	通所介護施設の運営・フランチャイズ事業、サービス付高齢者向け住宅事業等	施設管理職	無	有	
26	丸山 真人	56	航空自衛隊中部航空方面隊司令部支援飛行隊司令（航空自衛隊硫黄島基地隊司令兼航空自衛隊硫黄島分屯基地司令）	H31. 4. 22		H31. 4. 22	R1. 9. 25		R1. 9. 25	R1. 9. 30	一般社団法人国際建設技術協会	社会インフラ分野を主体とした海外の情報収集・分析等	総務企画部次長	無	有	
27	宮本 裕徳	56	航空自衛隊幹部学校付（航空自衛隊中部航空警戒管制団第1警戒群司令兼航空自衛隊笠取山分屯基地司令）	R1. 8. 6			①R1. 8. 6 ②R1. 10. 1		①R1. 9. 30 ②R1. 11. 20	R1. 11. 20	R1. 11. 21	株式会社シー・キューブド・アイ・システムズ	航空自衛隊・統合幕僚監部等の通信・電算機システムの維持業務	技術職員（嘱託）	無	有
28	足立 寧達	55	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部直轄研究員（陸上自衛隊富士学校普通科部副部長）	R1. 8. 30			R1. 8. 30	R1. 12. 1		R1. 12. 1	R1. 12. 2	株式会社川口技研	エクステリア関連製品の製造販売	工場長	無	有
29	宮本 善弘	55	自衛隊佐賀地方協力本部長	R1. 11. 11			R1. 11. 11	R1. 12. 1		R1. 12. 1	R1. 12. 16	株式会社熊本ホテルキャッスル	ホテル業	事務管理職（契約社員）	無	有

（注1）離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。）の施行日（平成30年1月1日）前に離職前の求職開始日があった場合を含む。）には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「-」と記載している。

（注2）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

（注3）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注4）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注5）管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。